

# 参考資料

2020年3月

内閣府

政策統括官(経済社会システム担当)

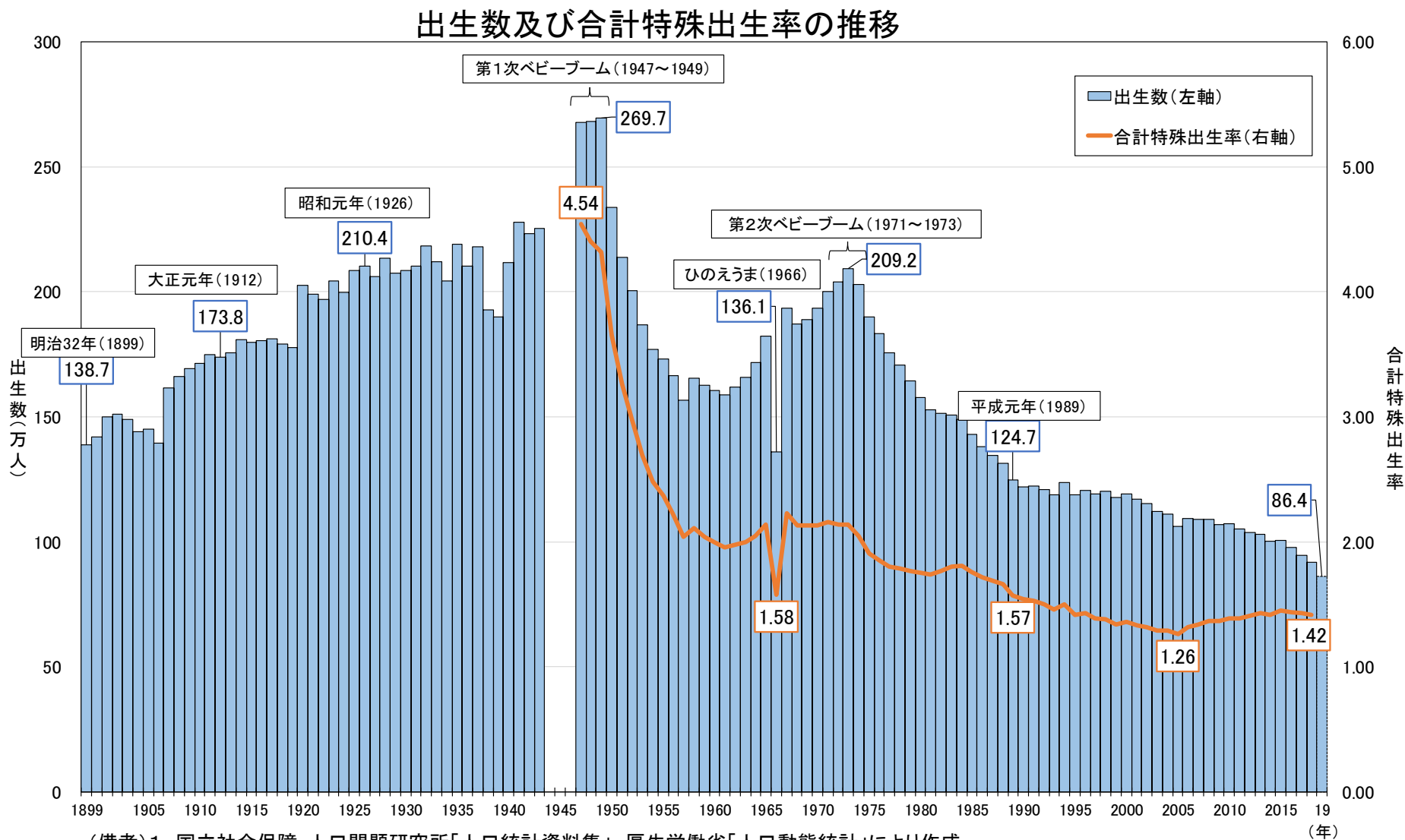
# 目次

1. 少子化関係	2
2. 生産性関係	23
3. 地域関係	40

# 1. 少子化関係

# 出生数の長期的推移

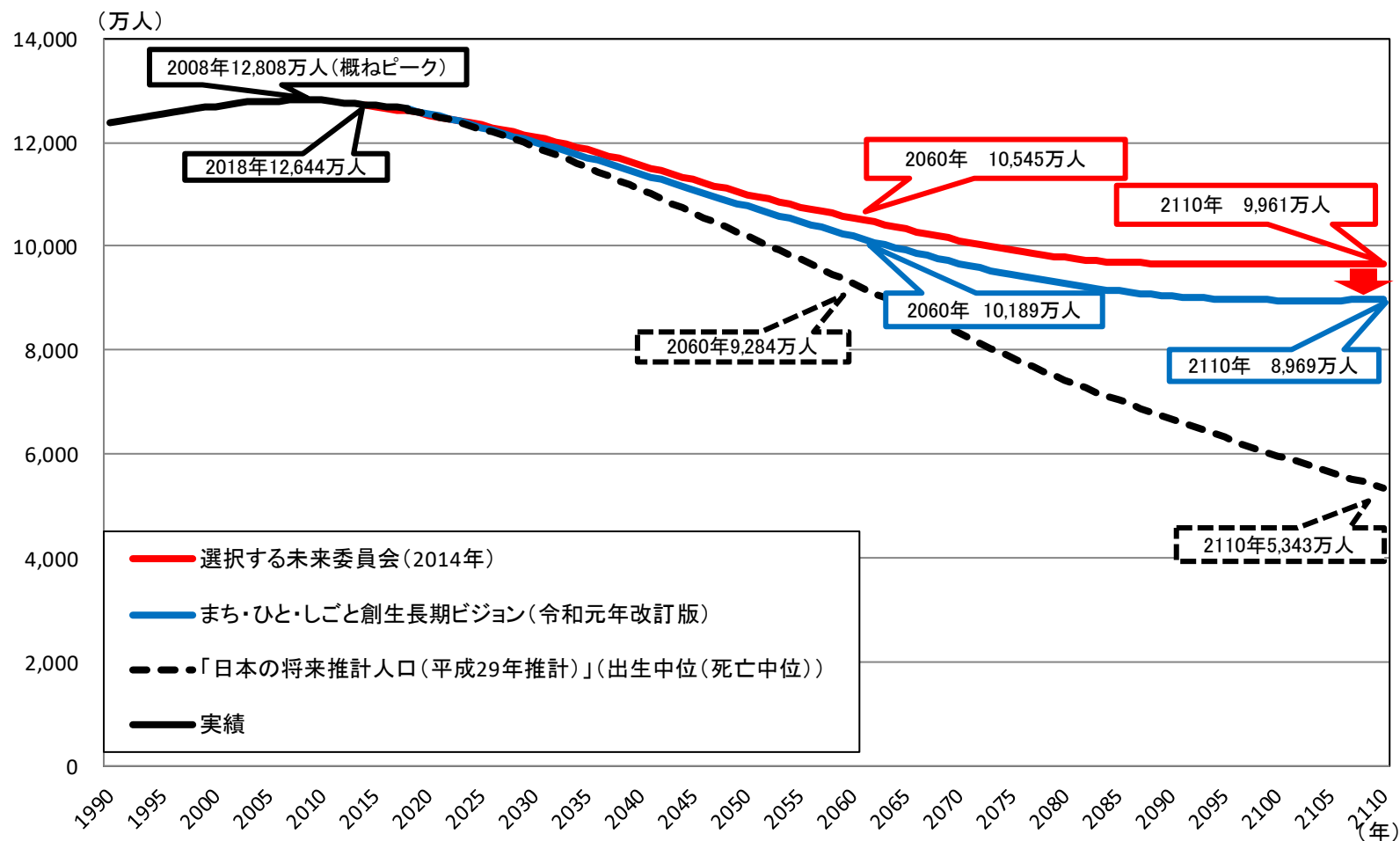
○2019年の出生数(推計値)は過去最少の86.4万人。



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」により作成。  
 2. 1944~1946年(昭和19~21年)は、戦災による資料喪失等資料不備のため省略。  
 3. 1948~73年(昭和22~47年)は沖縄県を含まない。  
 4. 2019年は推計値。

# 人口推計の比較(選択する未来委、地方創生ビジョン、直近の中位推計)

○出生率が横ばい圏内にとどまる中で、人口ビジョンは下振れ。

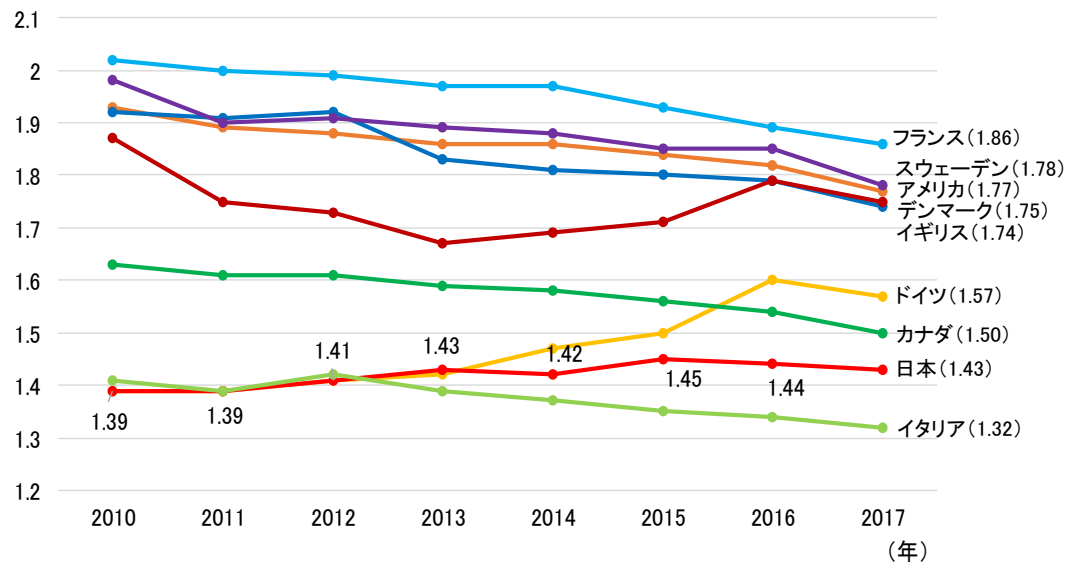


- (備考) 1. 「選択する未来」委員会における推計では、合計特殊出生率が2030年に2.07まで上昇し、それ以降同水準が維持すると仮定。  
 2. まち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおける推計では、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度になると仮定。  
 3. 「日本の将来推計人口(平成29年度推計)」(出生中位(死亡中位))における合計特殊出生率は、実績値が1.45であった2015年から2024年の1.42に至るまで緩やかに低下し、以後やや上昇して2035年の1.43を経て、2065年には1.44へと推移する。

# 主要国の合計特殊出生率

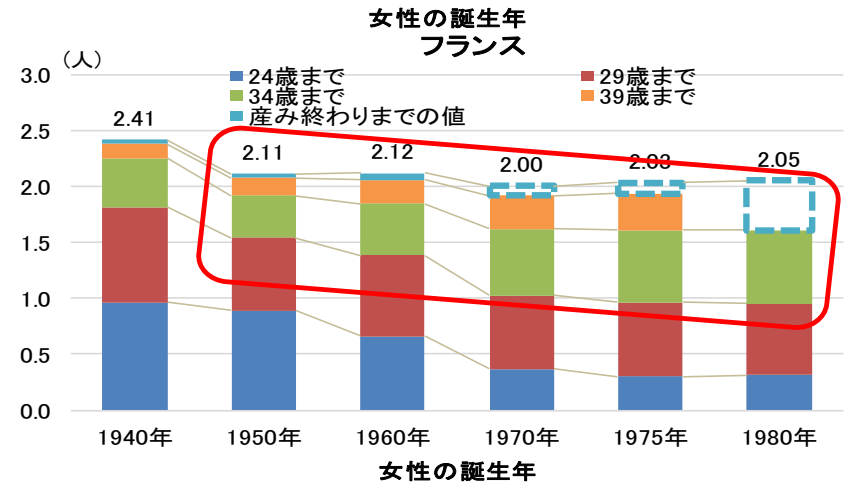
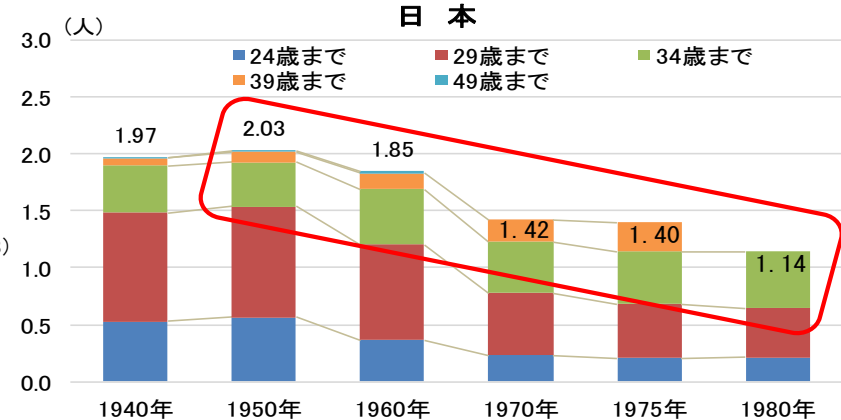
- 日本の合計特殊出生率は主要国に比べて低水準。ドイツ、デンマークの出生率は近年上昇。
- 日本とフランスの出生率を比較すると、特に30歳以上の出生率に差。

主要国の合計特殊出生率の推移



(備考) OECD Family Databaseにより作成。

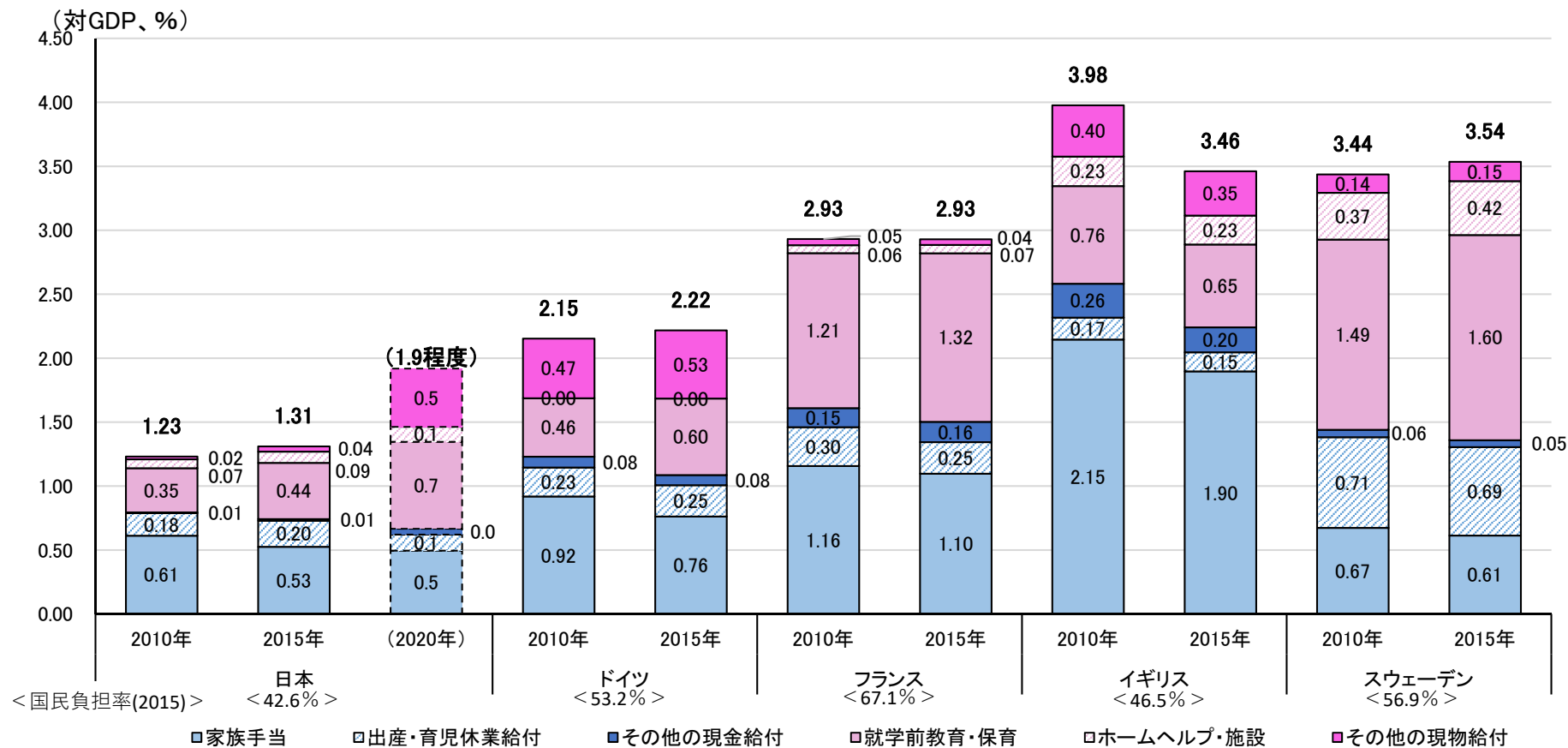
日本とフランスの生年別出生率  
～30歳代以上の出生率に大きな差～



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2019)」、フランス国立人口研究所「Cohort fertility “Recent demographic Development in France”, Population, 3/2018」により作成。フランスの1970年以降の産み終わりまでの値(点線部分)は推計値。

# 主要国の家族関係支出の変化

○日本を含め、家族関係支出のうち、現物給付を充実させる傾向。



## 現金給付

- ・家族手当: 児童手当、児童扶養手当
- ・出産・育児休業給付: 出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金
- ・その他の現金給付: 教育扶助、障害児養育年金

など

## 現物給付

- ・就学前教育・保育: 仕事・子育て両立支援事業、子ども・子育て支援対策費、保育対策費
- ・ホームヘルプ、施設: 障害保健福祉費、公立児童福祉施設・児童デイサービス施設
- ・その他の現物給付: 地域子ども・子育て支援事業費、児童相談所 など

(備考) OECD“Social Expenditure Database”(2019年12月データ取得)により作成。日本の2020年の数値については、社人研「社会保障費用統計」(平成27~29年度)の値、2018年度以降の国・少子化関連予算の増額分、子ども・子育て支援制度予算の増額分、高等教育無償化予算の増額分を用いて推計。なお、消費税率引上げに伴う高等教育無償化について、給付型奨学金の上乗せ分は「その他の現金給付」に計上し、その他は「その他の現物給付」として便宜的に計上。国民負担率は財務省資料より引用、対国民所得比。

# 主要国の主な子育て支援施策①

	出生率 (2017年)	出産	育児休業	保育サービス等	児童手当・税制
日本	1.43	<b>出産手当金</b> ・出産日以前42日から出産日の翌日以降56日までの間、賃金の67%相当額を支給  <b>出産育児一時金</b> ・子1人当たり原則42万円	<b>育児休業給付</b> ・原則1歳未満(保育所に入所できないなどの場合は最長2歳) ・休業開始から6か月までは賃金の67%相当額、それ以後は50%を支給	<b>幼児教育・保育の無償化</b> ・3～5歳:幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無料 ・0～2歳:上記施設を利用する住民税非課税世帯の利用料が無料	<b>児童手当</b> ・0～3歳未満 月1.5万円 ・3歳～小学校修了 第1子・第2子:月1万円 第3子以降:月1.5万円 ・中学生 月1万円 ・所得制限以上世帯には当分の間特例給付:月5,000円  ・16歳以上については扶養親族1人当たり38万円の所得控除
フランス	1.86	<b>出産休暇</b> ・最低8週間(出産前2週間、出産後8週間)、最大16週間、賃金と同額を支給 ・父親は、子の誕生から4か月以内に11日間連続して休暇取得可能、賃金と同額を支給  <b>出産手当</b> ・子1人当たり約11.4万円	<b>保育分担手当</b> ・第1子は1歳になるまでの間の最長6か月、第2子以降は3歳になるまでの間の最長24か月の間、(完全休業の場合)月約4.8万円を支給 ・第3子以降の子育てのため完全休業する場合は、短期間により多くの受給を選択可能	<b>保育方法自由選択補足手当</b> ・子が6歳になるまでの間、利用する保育サービス(保育施設や保育ママ等)の内容に応じて毎月定額を支給	<b>基礎手当</b> ・3歳未満、収入に応じて月約1.1万円ないし月約2.2万円 <b>家族手当</b> ・第2子以降、20歳まで ・所得制限、14歳以上への加算あり  ・N分N乗方式により、子どもが多い世帯ほど所得税負担が軽減
スウェーデン	1.78	<b>妊娠手当</b> ・出産予定日の60日前から11日前の間、両親手当と同額を支給	<b>両親手当</b> ・出産10日前(父親は出産後)から子が8歳になるまで又は小学校の第1学年を修了するまでのうち、合計480日間(各90日間を除く、300日間は両親間で受給権の移転が可能) ・390日間は所得の80%相当額、残り90日間は一律日額約2,000円を支給	<b>住宅手当</b> ・子の数、住居の大きさ、所得に応じた額を支給 ・所得制限あり	<b>児童手当</b> ・原則16歳未満、月約1.4万円 ・多子加算あり ・16歳を過ぎても義務教育相当の学校に通っている間(最長18歳まで)は延長児童手当を支給  ・有償の家事代行サービスを利用した場合、1人当たり支払額の50%(上限は年27.5万円)の税額控除

(備考)1. OECD Family Database、内閣府・厚生労働省・国税庁HP、厚生労働省「海外情勢報告」、独立行政法人労働政策研究・研究機構「諸外国における育児休業制度等、仕事と育児の両立支援にかかる諸政策」(2018年3月)により作成。

2. 換算レートは、1ユーロ=121円、1スウェーデンクローネ=11円(令和2年3月の裁定外国為替相場)



## 主要国の主な子育て支援施策②

	出生率 (2017年)	出産	育児休業	保育サービス等	児童手当・税制
イギリス	1.74	<b>法定出産給付</b> ・最長39週間、最初の6週間は賃金の90%、残りの33週間は週約2.1万円を支給  <b>法定父親給付</b> ・出産後8週間以内に1週間または連続した2週間の休暇取得可能、週約2.1万円を支給	<b>両親共有給付</b> ・出生後2週間以降、パートナーが交互または同時に、最小1週間単位で休暇取得可能 ・法定出産給付の残余期間、週約2.1万円を支給	<b>早期教育サービス</b> ・3、4歳は週15時間の無料早期教育サービスを年間38週受ける権利あり ・2歳に対してもサービスを拡大、2014年9月には全2歳児の40%が受けられるよう要件を緩和	<b>児童手当</b> ・第1子:週約3,000円 ・第2子以降:週約2,000円  ・1世帯当たり約7.8万円と子ども1人当たり約39.8万円の税額控除(所得制限付きの全額給付措置)
ドイツ	1.57	<b>母性手当</b> 保護期間(原則として出産前6週間、出産後8週間)、保護期間の開始前3か月間の平均手取り日額を支給	<b>両親手当</b> ・子の出生から14か月までの間、所得の65%相当額(所得に応じて最大100%)を支給  ・2015年7月から制度拡充 ①短時間勤務の場合、受給額を半額にし、14か月の受給期間を2倍にできる ②両親ともに4か月、週25～30時間勤務とする場合、ともに4か月の追加受給が可能	・従来より女性の就業率が高い旧東独地域に比して、旧西独地域の保育所整備が遅れている ・保育所の整備費用を連邦政府が補助するため、投資プログラムを実施し、量的整備を着実に進めている	※児童手当と児童控除の選択制 <b>児童手当</b> ・原則18歳未満(教育期間中の子どもについては25歳未満 等) ・原則として所得制限なし 第1子・第2子:月約2.3万円 第3子:月約2.4万円 第4子以降:月約2.7万円  <b>児童控除</b> ・夫婦合計で子ども1人当たり約90万円の所得控除
デンマーク	1.75	・出産費無料 ・母親は産前4週間、産後14週間、父親は産後2週間の休暇取得可能 ・最大100%の所得保障	・両親ともに、原則子どもが48週を迎えるまでの32週間 ・最大100%の所得保障	・0～3歳未満を保育園、または家庭保育(保育ママ)に預けることが主流で、3歳から小学校入学までは幼稚園へ通う ・母親の就業や求職活動は保育園や家庭保育への申請に必須の条件ではない	<b>児童手当</b> ・18歳を迎えるまで、所得制限なし ・0～3歳未満 約2.4万円 ・3～6歳未満 約1.8万円 ・7～18歳未満 約1.5万円

(備考) 1. OECD Family Database、厚生労働省「海外情勢報告」、英国政府HP、富士通総研「デンマークにおける女性の就労と子育て支援のあり方」(2016年5月)により作成。

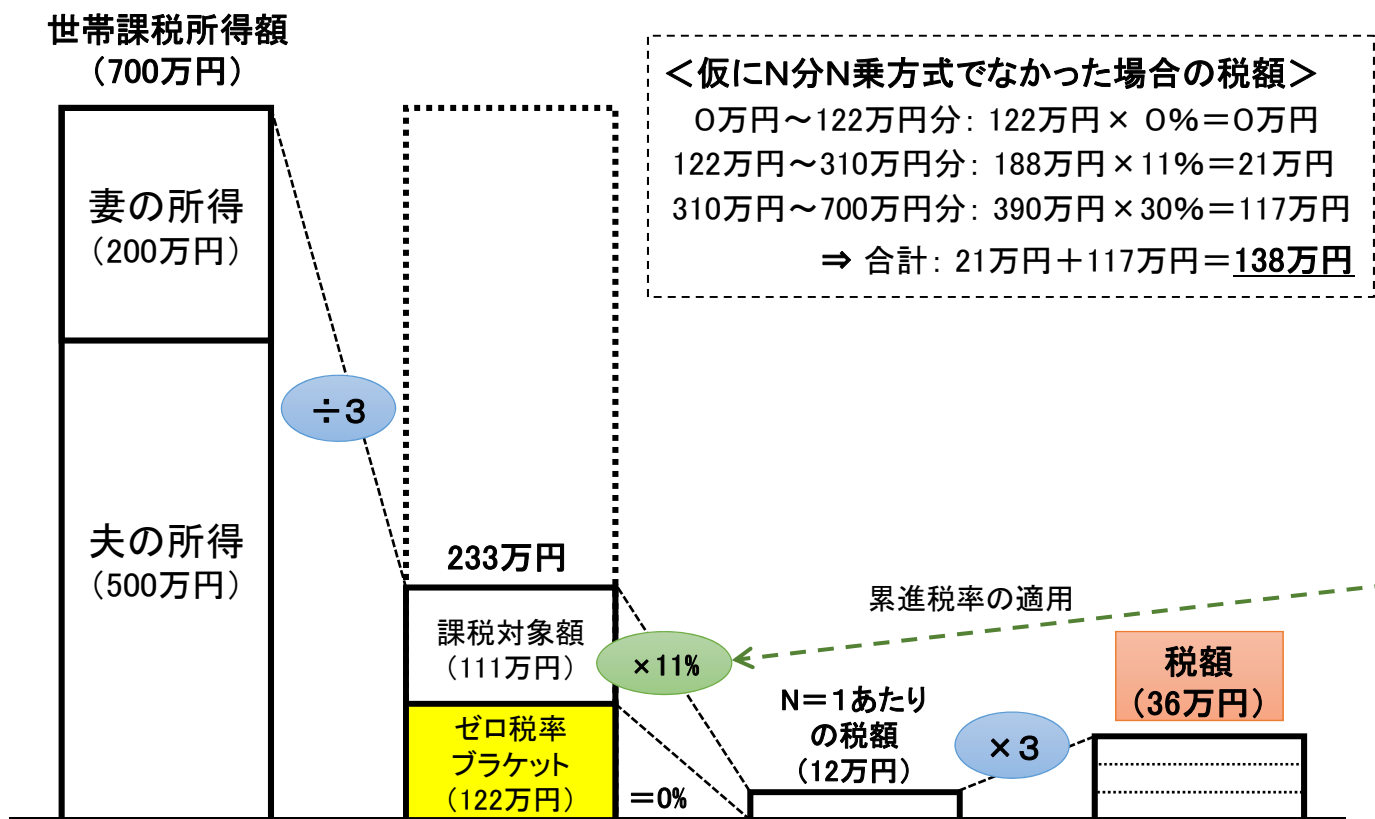
2. 換算レートは、1ポンド=143円、1ユーロ=121円(令和2年3月の裁定外国為替相場)。デンマークについては、資料記載の金額を転記している。

# (参考) フランスにおける「N分N乗方式」に基づく税額の計算(イメージ) (2020年1月現在)

## 「N分N乗方式」の概要

- 世帯課税所得額を「家族除数(N)」で除し、それに累進税率を適用して「家族除数(N)=1」あたりの所得税額を算出した後、再び「家族除数(N)」を乗ずることによって税額を算出する所得税の計算方式を、「N分N乗方式」と呼ぶ。

【例】夫婦+子2人(N=3)で、控除後の世帯課税所得額(共働き)が700万円の場合。



<仮にN分N乗方式でなかった場合の税額>

0万円～122万円分: 122万円 × 0% = 0万円

122万円～310万円分: 188万円 × 11% = 21万円

310万円～700万円分: 390万円 × 30% = 117万円

⇒ 合計: 21万円 + 117万円 = 138万円

## 家族除数(N)

	家族除数(N)
単身	1
夫婦のみ	2
夫婦+子1人	2.5
夫婦+子2人	3

※以降、扶養子女が1人増す毎に1を加算する。

## フランスにおける適用税率表

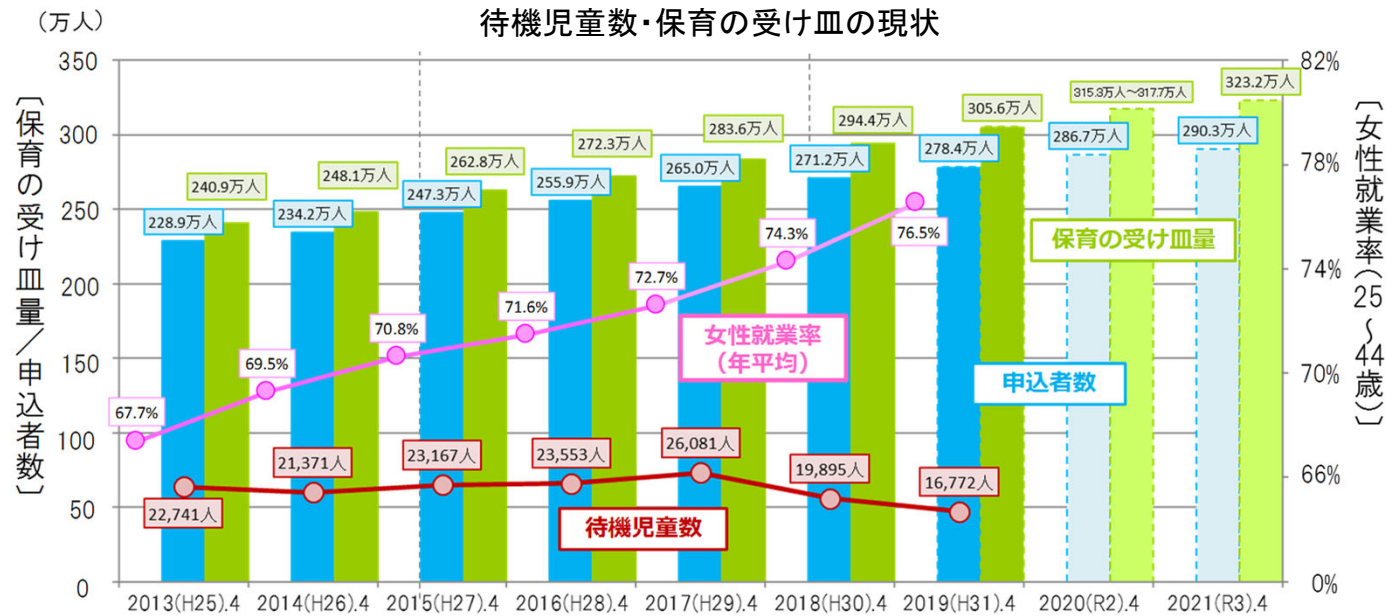
課税所得		適用税率 (%)
万円超	万円以下	
0	122	0
122	310	11
310	888	30
888	1,909	41
1,909	~	45

※1ユーロ=121円で換算。

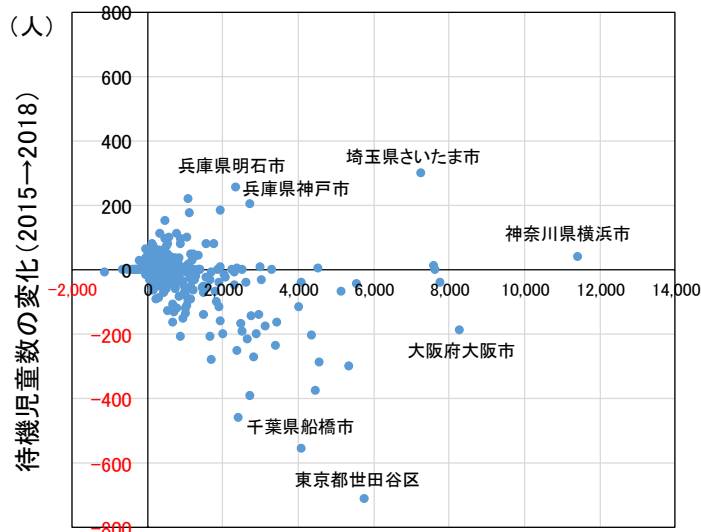
※一万円未満の端数については四捨五入。

(出典)財務省資料。

# 待機児童数・保育の受け皿数

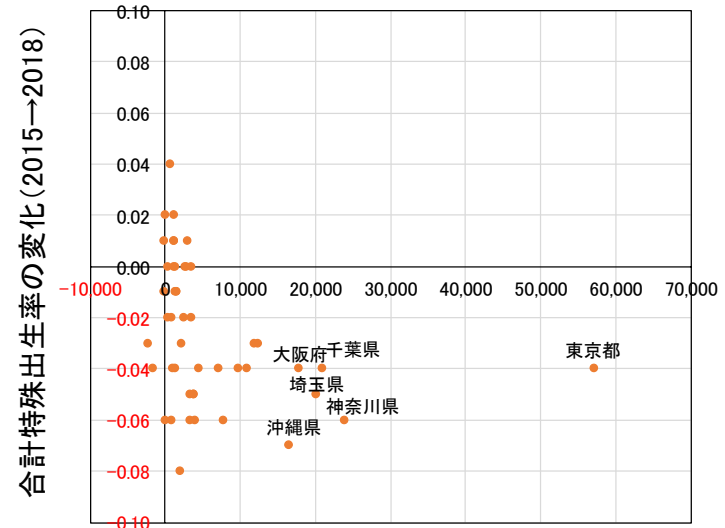


保育の受け皿、待機児童数の変化(市区町村別)



保育の受け皿の変化(2015→2018) (人分)

保育の受け皿、合計特殊出生率の変化(都道府県別)



保育の受け皿の変化(2015→2018) (人分)

(備考) (上図) 内閣府「少子化社会対策白書」より抜粋。2020年以降は現時点の市区町村等の計画の積み上げと毎年の計画の見直しを前提とした見込み値。

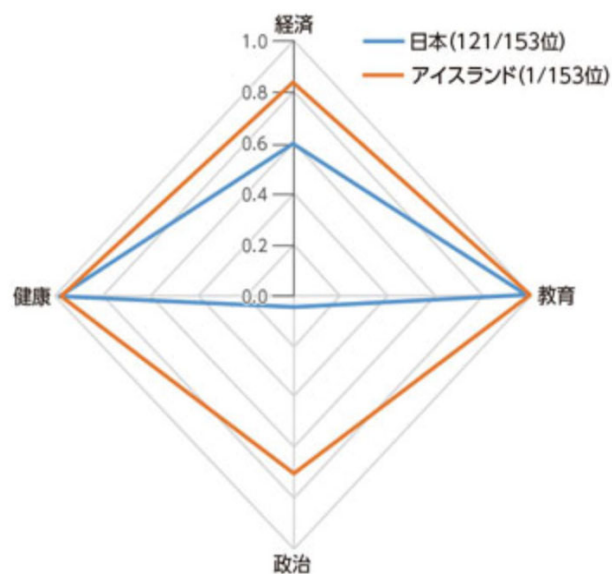
(下図) 厚生労働省「人口動態調査」、「保育所等利用待機児童数調査」により作成。

2015年から「子ども・子育て支援制度」が施行されたため、保育の受け皿を比較可能な2015年以降のデータで作成。

# ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

○日本のジェンダーギャップ指数(2020年)は、153カ国中121位となり、2006年の80位から悪化。

## 「ジェンダー・ギャップ指数2020」における日本の結果



分野	順位 (153カ国中)	指数※	項目	順位 (153カ国中)	指数
総合	121	0.652	-	-	-
経済	115	0.598	労働参加率	79	0.814
			同じ仕事の賃金の同等性	67	0.672
			所得の推計値	108	0.541
			管理職に占める比率	131	0.174
			専門職に占める比率	110	0.680
教育	91	0.983	識字率	1	1.000
			初等教育在学率	1	1.000
			中等教育在学率	128	0.953
			高等教育在学率	108	0.952
健康	40	0.979	新生児の男女比率	1	0.944
			健康寿命	59	1.059
政治	144	0.049	国会議員に占める比率	135	0.112
			閣僚の比率	139	0.056
			最近50年の行政の長の在任年数	73	0.000

※経済、教育、健康、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が男女間で完全不平等、1が完全平等を示す。

(備考)世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2020」、内閣府男女共同参画局HPIにより作成。